

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）において、高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することの可否につき、平成29年度中に結論を得るとされています。現状、高等学校等就学支援金は生徒の通う学校の所在する都道府県で支給し（在校地主義）、高校生等奨学給付金は保護者等が在住している都道府県にて給付（在住地主義）していただいているところです。当該運用につき、以下の質問に回答ください。なお、回答にあたっては、都道府県内の就学支援金担当、奨学給付金担当及び財政部局と調整の上、都道府県としての統一見解をお示しください。

- ① 現状どおり、就学支援金は在校地主義、奨学給付金は在住地主義が望ましい。
- ② 就学支援金及び奨学給付金のどちらも在校地主義が望ましい。
- ③ 就学支援金及び奨学給付金のどちらも在住地主義が望ましい。
- ④ その他

都道府県名	公立		私立	
	回答	理由・支障事例	回答	理由・支障事例
北海道	①	就学支援金において在住地主義をとると、その都道府県に学校施設がない学校の生徒から認定申請等が来るが、認定事務等を学校へ委任している範囲も都道府県により異なることから手続きが煩雑になる。また、奨学給付金において在校地主義をとると、各都道府県が自県に納税していない者へ県費を支出することとなり、問題があるため。	①	就学支援金において在住地主義をとると、その都道府県に学校施設がない学校の生徒から認定申請等が来るが、認定事務等を学校へ委任している範囲も都道府県により異なることから手続きが煩雑になる。また、奨学給付金において在校地主義をとると、各都道府県が自県に納税していない者へ県費を支出することとなり、問題があるため。
青森県	②	奨学のための給付金について、県外の高等学校等に在学する生徒等の保護者の把握が困難である。高等学校等就学支援金と同様、高校生等が在学している高等学校等が所在する都道府県から支給する制度とすることにより、就学支援金の認定状況から給付金の給付対象者が把握できることから、支給漏れの防止及び事務の簡素化が図られる。	①	現状どおりの処理方法で執行できているため。
岩手県	①	現行補助率が継続されることを前提とした場合、越県進学者の生徒数の状況により都道府県によって財政面の影響がまばらになること、又、交付税措置されている事業において、自県で納税していない生徒・保護者に対して県費負担することが望ましくない。	①	現行補助率が継続されることを前提とした場合、越県進学者の生徒数の状況により都道府県によって財政面の影響にバラつきがあること、また、交付税措置されている事業において、自県で納税していない生徒・保護者に対して県費負担することが望ましくないと考えられるため。
宮城県	④	申請者にとっては就学支援金及び奨学給付金を同一のところへ申請することが利便性が高く、申請漏れも防ぐことにつながる。また、認定する都道府県にとっても処理が簡便となることが考えられる。一方、他自治体で負担した分を該当自治体で負担するよう調整する手続きが必要となるなど煩雑になる面もある。	①	奨学給付金は申請者が保護者であるため、当県に納税していない他県在住の保護者に対して、当県の一般財源で支出するのは、なじまないと考えます。
秋田県	①	現在の状況で特に支障がないため	②	奨学給付金の対象者は就学支援金の対象者と重なるため、在校地で支給を行った方が対象者に漏れなく支給ができる。両制度とも、低所得者世帯の高等学校等就学のための支援であるので、財源は国が負担すべきものである。

都道府県名	公立		私立	
	回答	理由・支障事例	回答	理由・支障事例
山形県	②	対象生徒に周知する際、在校地主義の方が周知しやすく、申請もれを防ぎやすいと思われるため。	②	在住地主義は支給漏れの一因となっていると考えられ、これを防ぐため各都道府県・学校でチェックできる体制とすることが望ましい。また、今後マイナンバー利用となった場合に最大限に効果が発揮できる。
福島県	②	<ul style="list-style-type: none"> ・現制度では県外校に対する周知が難しい。申請は学校を通さずに本人が行う形となるため、申請に至らないケースが多いと思われる。 ・「在住」の考え方が各自治体で異なるため、どの自治体の要件にも該当しない方が出るおそれがある。 ・特に広域通信制は、全国の自治体の制度を把握、案内しなければならないので、現状ではやり切れていない（現制度を維持するのであれば、広域通信制へのサポートが必要）。 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・現制度では県外校に対する周知が難しい。申請は学校を通さずに本人が行う形となるため、申請に至らないケースが多いと思われる。 ・「在住」の考え方が各自治体で異なるため、どの自治体の要件にも該当しない方が出るおそれがある。 ・特に広域通信制は、全国の自治体の制度を把握、案内しなければならないので、現状ではやり切れていない（現制度を維持するのであれば、広域通信制へのサポートが必要）。
茨城県	④	在校地主義の場合、県内外居住に関わらず、同一の申請・給付手続き等を行えるため。	②	申請先を学校に統一した方が制度の周知徹底がされる。奨学給付金についても国庫補助率10/10とし、どちらも在校主義にすることが望ましい。
栃木県	②	申請者の負担軽減、混乱防止、事務の効率化のため	④	現在の他県分の者に対する事務処理の煩雑さを解消するため就学支援金及び奨学給付金のどちらも在校地主義が望ましいが、他県分の者に対する県費負担について、交付税措置等を希望する。
群馬県	②	就学支援金と同じように在校地主義の方が管理しやすい。他県在住の保護者に対して県費を支出することになるとしても、それはどこの都道府県も同じでありお互い様である。	②	現状では、申請の漏れなど生徒・保護者の不利益になる場合がある。
埼玉県	②	両制度ともに在校主義に改めた場合、両制度同様の申請先となり、保護者の事務負担が簡略化される。さらに、埼玉県内の国公立高校のみが対象となり、周知が行き届きやすくなる。	②	※仮に奨学給付金（国庫補助率1/3）について在校地主義に改める場合、自県で納税していない他県在住の生徒・保護者に対して県費を支出することとなります。また、他県から通う生徒が多い場合に財政負担が増加することとなります。十分検討・協議の上、回答願います。
千葉県	②	現在奨学のための給付金がとっている在住地主義だと、県外在学者の把握が困難であり、給付漏れのおそれがある。また、就学支援金と申請先が異なることによって、保護者にとって分かりにくい制度となっている。	②	現在奨学のための給付金がとっている在住地主義だと、県外在学者の把握が困難であり、給付漏れのおそれがある。また、就学支援金と申請先が異なることによって、保護者にとって分かりにくい制度となっている。
東京都	①	奨学給付金について在校地主義になった場合は、都に納税していない他県在住の生徒・保護者に対して都費を支出することになるため、都民の理解が得られない。また、都内に存する国立高校には都外から通う生徒も多く見込まれ、財政負担が増大するため、現行制度のままが望ましい。さらに、両制度について周知体制が組まれているほか、学校や生徒において現行制度における手続きの理解が進んでいることから、変更を行った場合、現行制度の提出先に書類を送ったために認定されない等のトラブルが生じる恐れがある。	①	奨学給付金について在校地主義になった場合は、都に納税していない他県在住の生徒・保護者に対して都費を支出することになるため、理解が得られない。また都では他県から都内の高校に通う生徒も多く見込まれる中、財政負担が増大するため、現行のままが望ましい。さらに、すでに両制度について周知体制が組まれているほか、学校や生徒において現行制度における手続きの理解が進んでいることから、変更を行った場合、申請漏れや遅延等、混乱が生じる恐れがある。

都道府県名	公立		私立	
	回答	理由・支障事例	回答	理由・支障事例
神奈川県	④	<p>現状どおりの場合、申請者の在住する都道府県と扶養する高校生が在学する都道府県が異なる場合に申請先が異なるねじれ現象が生じることにより、申請者に負担が生じるほか、学校等は就学支援金の申請状況により奨学給付金の申請状況を把握できないことから、十分な申請勧奨を行うことができず、未受給の一因となるため。</p> <p>また、それらを改善するために奨学給付金を在学地主義とした場合、各都道府県の住民でない者への給付を行う可能性があることから、地方自治法の規定に抵触するおそれがある。</p> <p>さらに、全国一律の制度であるにもかかわらず、都道府県事務であることにより、申請期間や添付書類が異なり、混乱を生じている。</p> <p>これらの理由により、国の事務（就学支援金と同様の10/10国庫事業）として整理して実施することが望まれ、地方の財政負担が増すことのないよう制度設計してほしい。</p>	②	<p>就学支援金と同様に国の事業として位置づけ、就学支援金及び奨学給付金のいずれも在学地主義とすることが望ましい。</p> <p>現状どおりの場合、申請者の在住する都道府県と扶養する高校生が在学する都道府県が異なる場合に申請先が異なるねじれ現象が生じることにより、申請者に負担が生じるほか、学校等は就学支援金の申請状況により奨学給付金の申請状況を把握できないことから、十分な申請勧奨を行うことができず、未受給の一因となるため。</p> <p>また、それらを改善するために奨学給付金を在学地主義とした場合、各都道府県の住民でない者への給付を行う可能性があることから、地方自治法の規定に抵触するおそれがある。</p> <p>さらに、全国一律の制度であるにもかかわらず、都道府県事務であることにより、申請期間や添付書類が異なり、混乱を生じている。</p> <p>これらの理由により、国の事務（就学支援金と同様の10/10国庫事業）として整理して実施することが望まれ、地方の財政負担が増すことのないよう制度設計してほしい。</p>
新潟県	①	<p>・奨学給付金（国庫補助率1/3）について在学地主義に改める場合、自県で納税していない他県在住の生徒・保護者に対して県費を支出することとなるため。</p>	①	<p>在学地主義とした場合、本県で納税していない他県在住の生徒・保護者に対する県費を支出するには、国庫補助等の自主財源以外の財源が必要と考える。</p>
富山県	④	<p>現状では①とせざるを得ない。②とした場合、財政負担の面から考えると、給付金については他県在住の保護者に県費支払することとなり、負担が生じる。しかし、保護者、担当課の事務手続の面から考えると在学地主義が適している。</p>	④	<p>現状では①とせざるを得ない。②とした場合、財政負担の面から考えると、給付金については他県在住の保護者に県費支払することとなり、負担が生じる。しかし、保護者、担当課の事務手続の面から考えると在学地主義が適している。</p>
石川県	①	<p>②とした場合、奨学給付金は県費負担分があるという性質上、納税の対象となる県内在住の保護者以外をその対象とするのは不適切。</p> <p>③とした場合、就学支援金は法第7条による設置者の代理受領により、授業料に充てるため、他県への支払が発生するのであれば実務上、非効率的。</p>	①	<p>奨学給付金（国庫補助率1/3）について在学地主義に改める場合、自県で納税していない他県在住の生徒・保護者に対して県費を支出することとなるため。</p>
福井県	②	<p>・給付対象者の把握が明瞭である。</p> <p>・子どもが他県に進学している保護者の申請漏れを防ぎやすい。</p>	②	<p>県内の学校を通して該当者の把握ができ、申請漏れが発生しないとえられるため。</p>
山梨県	①		①	<p>本県の広域通信制高校に在籍する生徒は、ほぼ9割が県外生徒であるため、大幅な予算の増額となる。</p>
長野県	④	<p>単に事務処理の面で考えると、在学地主義のほうが、間違いもなく必要な生徒に行き渡りやすいが、納税の観点から考えると、その場合、自県に納税していない方に給付することになってしまうため、どちらが良いか一概には言えない。</p>	④	<p>単に事務処理の面で考えると、在学地主義のほうが、間違いもなく必要な生徒に行き渡りやすいが、納税の観点から考えると、その場合、自県に納税していない方に給付することになってしまうため、どちらが良いか一概には言えない。</p>
岐阜県	①	<p>奨学給付金事業が、補助事業である以上、在住地主義とならざるを得ない。</p>	②	<p>・就学支援金事務と同時処理が可能となるため。（就学支援金の加算という位置付けで、併合が期待できるため。）</p>

都道府県名	公立		私立	
	回答	理由・支障事例	回答	理由・支障事例
静岡県	①	奨学給付金は2/3を県費で支出するものであるため、自県で納税している生徒・保護者に対して給付すべきであると考えられる。	②	就学支援金は、従来どおり在校地主義とし、学校所管の県で管理することが適正な事務処理につながるものとする。また、奨学給付金については申請先を就学支援金と一本化することで、県や学校において対象者を把握しやすくなるため、申請漏れの防止、事務処理の簡略化につながるものとする。
愛知県	②	学校事務処理の煩雑さを考慮すると、在校地主義の方が望ましい。	②	本県が認可していない高等学校等に、制度の周知や愛知県の取扱における事務手続を依頼することは困難であり、結果的に受給できないものが生じる可能性が高いため。
三重県	④	平成27年地方分権改革に関する提案募集において愛知県等から提案されているとおり、保護者の便宜及び事務負担双方の観点から、両制度とも在校地主義が望ましいと考える。また、財政負担についても、奨学給付金制度は、①国の就学支援金制度の見直しにより低所得者支援として開始されたものであること、②国が補助要綱等により詳細な支給要件等を定めており、都道府県が政策的に意思決定するものはほとんどないこと、③低所得者支援として全国的に実施するものであることから、そもそも国の負担により実施すべきものとする。	②	平成27年地方分権改革に関する提案募集において愛知県等から提案されているとおり、保護者の便宜及び事務負担双方の観点から、両制度とも在校地主義が望ましいと考える。また、財政負担についても、奨学給付金制度は、①国の就学支援金制度の見直しにより低所得者支援として開始されたものであること、②国が補助要綱等により詳細な支給要件等を定めており、都道府県が政策的に意思決定するものはほとんどないこと、③低所得者支援として全国的に実施するものであることから、そもそも国の負担により実施すべきものとする。
滋賀県	④	奨学給付金を対象者にもれなく支給するためには、実施機関である都道府県が対象者を把握する必要があるが、県外の学校に在学する生徒は把握できない。また、在校地で支給すると、他県在住者に県費を支出することとなるため。	④	事務の合理性や申請者第一の観点からは在校地主義が望ましいが、他県在住者に県費を支出することについて県民からの理解が得られないことから、いずれの見解も示せない。これらの課題解決を含む制度設計の見直しを検討していただきたい。
京都府	④	国庫10/10であれば在校地主義にすべき。現状のように2/3が都道府県の負担である限りは在住地主義が望ましいと考える。	④	国庫10/10であれば在校地主義にすべきである。現状のように2/3が都道府県の負担である限りは、在住地主義が望ましいと考える。
大阪府	②	生徒異動や保護者の状況把握が他府県の高校等は困難なため。	①	①奨学のための給付金を「在校地主義」とした場合、本府の財政負担が増加するため。 ②他の都道府県に在住する保護者に対し、本府の一般財源を投入することは府民の理解を得ることが困難と考えるため。
兵庫県	①	奨学給付について県費を支出しているため、在校地主義に改めると、他県から通う生徒が増加した場合に財政負担が増加することになるため。	④	就学支援金に所得制限を設けたことにより捻出された財源を用いて国が新たに全国で統一的な制度として創設した奨学のための給付金制度については、全額国庫負担にて事業を実施し、両制度とも在校地主義とすべき
奈良県	①	奨学給付金は県費の割合が高い事もあり現状どおりに実施することが妥当と考える	④	就学支援金制度と同様に『事務費も含め全額国庫負担及び在校地主義』の制度とすることが望ましい。 就学支援金にて、各学校は保護者等の所得区分を把握しているため、奨学給付金が在校地主義に改められれば、予め対象者を把握することができ、漏れの無い速やかな給付を全国で公平に実施できるため。 在住地主義の場合、全国の都道府県の学校に通う生徒が対象となり得るため、周知にも限界があり、事務が繁雑となる。

都道府県名	公立		私立	
	回答	理由・支障事例	回答	理由・支障事例
和歌山県	①	就学支援金については、学校単位で取り纏めることで、提出漏れなどを極力防ぐことができるため。 奨学給付金については、高校生等の兄弟姉妹がいる場合、在住地主義の方が申請区分の確認事務が容易にできるため。	②	「就学支援金」「奨学給付金」と言葉の響きが紛らわしいこともあり、申請者が申請先を混同することもある。 就学支援金によって提出された課税証明書等写しの添付でよいとしているため、申請者への負担も少なくなる。
鳥取県	④	在校地主義が望ましい。（国が全額負担） 平成28及び29年度の中国地方知事会による国の施策に関する提案書において、高校生等奨学給付金は国が全額負担するよう要望を行ったところであり、本来国において費用を措置すべきであるものと考えている。またそうした場合には、在校地主義・在住地主義の区別の必要がなくなり、学校現場における事務負担（他県の制度の調査・問合せ等）も軽減できる。 高校生等奨学給付金は、現在、保護者の居住する都道府県で申請する在住地主義が採られているが、以下の問題が挙げられる。 ・県外高校に進学した生徒の保護者の把握・周知が困難である ・県外高校に進学した生徒に係る支給漏れが発生する恐れがある ・高等学校等就学支援金は在校地主義、高校生等奨学給付金は在住地主義を採っているため、保護者に分かりにくい制度となっている。 なお、県境をまたがる場合も含め、異なる学校に通学する兄弟姉妹への奨学給付金の支給状況の把握には今でも困難があり、いずれの主義を採るとしても生徒一人当たりの単価を一律にするなど制度の簡素化が併せて必要であると考えている。	①	特になし
島根県	②	在住地主義では給付金対象者の完全な把握・案内が困難であるため。また、島根県では、他県と異なり、本庁一括処理のため他県との調整も多く、煩雑である。	②	奨学給付金において、県外からの生徒分の都道府県負担が、地方交付税により措置されることを前提として、在校地主義がよい。申請者が就学支援金と同じになり、申請漏れを防ぐことができ、申請者の把握が容易になれば、広報等の事務の簡素化につながる。
岡山県	①	・現状の保護者在住地主義で事務負担は生じておらず、保護者にも周知が図られているため。	①	奨学給付金の国庫補助率が10/10でないので
広島県	④	保護者・生徒にとって利用（手続き）しやすい制度を設計することや、学校における支援の行きやすさや事務負担軽減の観点、受益・負担の関係が切断され納税者間に不平等が生じてしまうことの解消のいずれを優先させるべきかは一概に言えないため。	④	①就学支援金については、在校地主義が望ましい。 【理由】在住地主義にすると他県校に通う生徒への案内等が煩雑・困難になる。 ②-1奨学給付金については、全額国庫負担のうえ、在校地主義が望ましい。 【理由】 （1）全国一律で実施する事業については、本来国の負担で実施すべき。 （2）在住地主義の場合は、他県校に通う生徒への案内等が煩雑・困難。 ②-2奨学給付金について、県費負担が生じる現状の枠組みを維持するならば、在住地主義にならざるを得ない。 【理由】県外在住の保護者について、県費を支出すべき理由がない。

都道府県名	公立		私立	
	回答	理由・支障事例	回答	理由・支障事例
山口県	④	奨学給付金に関して、現状、県外の高等学校等に在籍する生徒については、申請がない限り、対象者を把握することが困難である。対象者に漏れなく給付金が支給されるためにも、就学支援金と同様に在籍地主義とすることが望ましい。そのためにも、全国知事会等でも要望しているように奨学給付金についても、全額国庫負担とされたい。	④	奨学給付金に関して、現状、県外の高等学校等に在籍する生徒については、申請がない限り、対象者を把握することが困難である。対象者に漏れなく給付金が支給されるためにも、就学支援金と同様に在籍地主義とすることが望ましい。そのためにも、全国知事会等でも要望しているように奨学給付金についても、全額国庫負担とされたい。
徳島県	②	制度周知が徹底し申請漏れをなくすることができる。他県から通う生徒の補助率を上げる等の措置を検討していただきたい。	②	学校を経由して書類の提出がなされる方が、漏れが少ないため。また、本県は私立学校が少なく、他県から入ってくる生徒も少ないため、財政負担に大きな影響はないと考える。
香川県	④	事務の省力化を図る観点には賛同するが、奨学給付金についても在籍地主義を採用すると、財政負担に関して都道府県間で不公平が生じるため、財政負担の増加に対する補てんを行うなど、財政負担の公平性を担保した制度設計となるよう検討いただきたい。	④	事務の省力化を図る観点には賛同するが、奨学給付金についても在籍地主義を採用すると、財政負担に関して都道府県間で不公平が生じるため、財政負担の増加に対する補てんを行うなど、財政負担の公平性を担保した制度設計となるよう検討いただきたい。
愛媛県	④	国費10/10であれば、就学支援金及び奨学給付金どちらも在籍地主義が望ましい。従来より国費10/10を要望しているため。どちらも在籍地主義にすることで、申請者の負担軽減になること。	④	国費10/10であれば、就学支援金及び奨学給付金どちらも在籍地主義が望ましい。従来より国費10/10を要望しているため。どちらも在籍地主義にすることで、申請者の負担軽減になること。
高知県	①	在籍地主義だと、県外在住者に対しても県費を支出することになり、財政負担が増加するため現状どおりでもやむを得ないとする。 ただし、在住地主義だと、県外の高校に在籍している対象者は申請を個人で行うため、学校を経由して提出する場合より書類の不備が多くなる。(ほとんどの場合、なにかしら不備があり、書類の返却等をし補完対応をお願いしている。)また、郵送でのやりとりとなるため、在籍校で申請できる者とは違い、郵送料の負担も発生する。不備がある場合は、複数回郵送する必要があり、お互いにとって手続きが煩雑である。また、在籍地主義であれば、就学支援金と連動できるため、支給もれが無いかの把握がしやすい。	①	○自県で納税していない他県在住の生徒・保護者に対して県費を支出することは説明がつかないため。
福岡県	①	本制度は、国の補助1/3と都道府県の一般財源2/3を財源とし、支給対象者は、当該都道府県の区域内に住所を有する保護者である。制度発足時、提案内容についての意見を踏まえた上で、平成26年度から現行制度として既に実施されている。事務・申請手続きの煩雑さや周知の困難さを以って、区域外に住所を有する保護者に給付金を支給する制度改正は、各都道府県議会の承認及び県民の理解を得るのが難しいと考える。もし、在籍地主義とする制度改正を行う場合は、各都道府県間の精算制度が必要であるとする。	②	就学支援金及び奨学給付金制度ごとに在籍地主義又は在住地主義となっており、保護者への周知、支給申請、支給漏れ等の確認、問い合わせ対応等、学校における事務も含め、多くの面において支障をきたしている。効率的な支給及び不正受給防止の観点から、在籍地主義に改めていただきたい。
佐賀県	②	在籍地主義とすることで、対象者の把握ができるため、支給漏れを防ぐことができる。申請方法が統一でき、保護者・事務負担が軽減される。	②	<ul style="list-style-type: none"> ・県の事務負担が軽減されるため。 ・本県の授業料減免制度は在籍地主義のため。 ・奨学給付金該当者の把握が容易になり申請漏れを防げるため。(なお、本県では在籍地主義の方が財政負担が減少すると考えられる)

都道府県名	公立		私立	
	回答	理由・支障事例	回答	理由・支障事例
長崎県	①	奨学給付金（国庫補助率1/3）について在籍地主義に改める場合、自県で納税していない他県在住の生徒・保護者に対して県費を支出することとなり、他県から通う生徒が多い場合に財政負担が増加することとなるため。	①	在籍地主義の方が対象生徒の把握が容易で学校法人の事務負担も省力化できる。しかし、他県在住生徒に県費を支出することは県民及び財政当局の理解が得られない。
熊本県	①	就学支援金については、授業料に充当する目的で支給されることから、現状どおり在籍地主義が適当と考える。 奨学給付金について、現状では、他県の高校等に在学する生徒への周知が難しく、対象者への給付漏れが生じる可能性もあるが、給付が県費である以上、現状どおり、在籍地主義が適当と考える。	②	生徒・保護者への周知や県での事務効率化等のため、どちらも在籍地主義が望ましい。また、併せて全額国庫での実施をお願いしたい。
大分県	①	現行の運用が合理的なため	①	
宮崎県	②	他県の対象者の把握、周知が困難である。在籍地主義とすることで、申請漏れを防ぐことができ、住民票の添付を省略することが可能となり申請が容易になる。	①	奨学給付金は他県の県民に支出する理由が難しい。
鹿児島県	②	高校生等奨学給付金については、国庫補助事業であり、2/3の県費負担を伴うことから、在籍地主義により給付しているが、県外給付対象者の把握や給付漏れ防止等の観点から、就学支援金と同様に在籍地主義が望ましいと考える。 また、将来的には、奨学給付金制度についても、全額国庫負担としていただきたい。	①	
沖縄県	②	県外の高等学校への進学者の把握が困難であり、また、奨学給付金は都道府県によって募集時期、申請様式等も異なっていることから、保護者への周知が困難であるため。	③	奨学給付金については、県費負担が生じるため、現行どおりであるべき。また、就学支援金については、修学支援に係る他の制度を周知する観点から、当県内に住所を有する保護者生徒を一括して所管した方が便宜である。
合計	①	18	①	16
	②	16	②	19
	③	0	③	1
	④	13	④	11